

民事非訟手続及び家事事件手続等のデジタル化に係る法改正等に伴う「e事件管理システム」及び「e提出・e記録管理システム」の開発等業務（仮称）に係る情報提供依頼書

令和6年4月

最高裁判所事務総局民事局

## 目 次

1	依頼件名	1
2	依頼の背景・目的	1
3	対象	2
4	依頼期間	2
5	情報提供を求める内容	2
6	会議体	2
7	情報提供手順等	2
8	情報提供のための質問	4
9	本件担当部署	4
10	留意事項	5

別紙 1 機密保持誓約書

別紙 2 機密保持誓約書に係る遵守状況報告書

別紙 3 データ消去報告書

別紙 4 質問票

## 1. 依頼件名

民事非訟手続及び家事事件手続等のデジタル化に係る法改正等に伴う「e 事件管理システム」及び「e 提出・e 記録管理システム」の開発等業務（仮称）に係る情報提供依頼

## 2. 依頼の背景・目的

### （1）背景

令和5年6月6日に成立した「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第53号。同月14日公布）により、民事執行手続及び倒産手続等の民事非訟手続並びに家事事件手続等のデジタル化を図るための規定が整備された。裁判所では、現在同法に規定された手続を実現するためのシステム（以下「本システム」という。）の要件定義が進行中であり、令和7年度以降に本システムの開発及び導入を行うこととしており、令和9年度末までには、本システムの本格的な運用を開始する必要がある。なお、本システムは、①裁判所職員が事件情報を管理する機能等を有するe 事件管理システム、②国民が必要な書面を提出する機能、当事者・裁判所間のやり取りを電子的に行う機能及び事件記録等を電子的に閲覧できる機能等を有するe 提出システム並びに③電子化された事件記録の保管・権限管理機能等を有するe 記録管理システムにより構成することとしている。

### （2）目的

本件情報提供依頼は、（1）の背景を前提に、本システムの令和9年度の運用開始に向け、手続の正確性向上及び効率化に資する最適な機能の実装並びに移行スケジュールや費用面及び安定稼働にも配慮した最適なシステム構成の実現が必要であり、そのような観点から、本システムの要件定義に有益な情報を得ることを目的とする。

### 3. 対象

民事非訟手続及び家事事件手続等のデジタル化に最適なシステム構成等

### 4. 依頼期間

令和6年4月12日（金）から同年9月30日（月）まで

### 5. 情報提供を求める内容

(1) 貴社に関する情報

「会社名」「組織名」「所在地」「担当者名」「連絡先」「全省庁統一資格」※  
「その他特に当裁判所に伝えたい事項」

※本件情報提供を行うための要件に全省庁統一資格の保持を求めるものではない。

(2) 上記3に関する技術情報

### 6. 会議体

情報提供内容の認識齟齬を解消するため、最高裁判所と打ち合わせを行うことができる。打ち合わせを行うには「9. 本件に関わる連絡先」のメールアドレスにその旨を連絡すること（7記載の方法により参考資料の提供を受けている場合は、Microsoft Teams を利用した連絡も可）。

打ち合わせの形式は、対面又は Microsoft Teams を利用したウェブ会議の方法による。

### 7. 情報提供手順等

情報提供に際しての手順等については、以下のとおり

(1) 参考資料の内容及び確認方法

ア 参考資料

民事非訟手続及び家事事件手続等のデジタル化に係る法改正等に伴うシステム改修等のための要件定義及び調達支援業務仕様書等

イ 交付方法及び場所

参考資料の確認を希望する場合は、令和6年4月12日（金）から令和6年9月20日（金）までに、下記9記載の本件担当部署宛に連絡の上、電磁的記録の交付を受けること。電磁的記録の交付は、Microsoft Teams を利用して行う。交付を受ける際は、別紙1「機密保持誓約書」を提出すること。なお、提出書面に不備等がある場合は、参考資料を交付しないことがある。

ウ データ消去の報告

令和6年10月2日（水）までに、公布された電磁的記録を消去すること。

消去の際には、別紙2「機密保持誓約書に係る遵守状況報告書」及び別紙3「データ消去報告書」を提出すること。

(2) 情報提供手順等

ア 提供期限

令和6年9月30日（月）午後5時

イ 提供先

下記9記載の本件担当部署

ウ 提供方法

窓口に紙媒体及び電磁的記録媒体を持参すること。

なお、参考資料の提供等により Microsoft Teams を利用した連絡が可能な場合は、Microsoft Teams を利用して提出することも差し支えない。

## 8. 情報提供のための質問

情報提供内容の認識齟齬を解消するため、最高裁判所に対して質問を行うことができる。質問手順等は、以下のとおり

### (1) 質問期限

令和6年9月23日(月)午後5時

### (2) 質問先

下記9記載の本件担当部署

### (3) 質問方法

別紙4の質問票を本件担当部署宛にメールすること(参考資料の提供を受けている場合は、Teamsを利用して連絡することも可)

なお、メールを利用する場合は、件名に「民事非訟手続及び家事事件手続等のデジタル化に係る法改正等に伴う「e事件管理システム」及び「e提出・e記録管理システム」の開発等業務(仮称)に係る情報提供のための質問」と記載すること。

## 9. 本件に関わる連絡先

本件担当部署

最高裁判所事務総局民事局

(担当：溝口、谷口)

住所 〒102-8651

東京都千代田区隼町4-2

電話番号 03-6378-1043 (直通)

03-6378-1023 (直通)

メール [mizoguchi.kei004@courts.go.jp](mailto:mizoguchi.kei004@courts.go.jp)

[taniguchi.youzou013@courts.go.jp](mailto:taniguchi.youzou013@courts.go.jp)

## 10. 留意事項

本依頼における留意事項は以下のとおり

- (1) 本件情報提供により、以降の調達参加時の評価等に影響はない。
- (2) 情報提供に係る一切の費用は、全て情報提供者の負担とする。
- (3) 本依頼により提出された情報等は、以下のとおり取り扱う。

ア 情報等の返却及び情報等に対する回答は、いずれも行わない。

イ 情報等は、本システムの検討のみに使用する。

なお、情報等に関し、ヒアリング又は補足資料の提出を求める場合があるので、最高裁判所の指示に従って速やかにこれに応じること。

ウ 情報等は、最高裁判所、当裁判所と契約関係にあり守秘義務を負っている要件定義事業者のみが閲覧することとし、それ以外の第三者に対して情報提供者に無断で開示することはない。

- (4) 7記載の方法により参考資料の提供を受けた事業者からなされた質問及びその回答等は、秘密保持誓約書を提出した他の事業者に対しても通知する。

- (5) 本依頼において最高裁判所との間で共有する全ての情報につき、本依頼以外の目的による使用及び第三者への開示・遺漏を禁止する。

以 上